

令和8年度着手

県営土地改良事業計画概要書

(緊急農地防災事業)

しん ふじ たか

新 藤 高 地 区

目 次

I	土地改良事業計画の概要	1
	第1章 目 的	1
	第1節 事業の種類	1
	第2節 事業の目的	1
	第3節 関係地積	1
	第2章 地域の所在及び現況	1
	第1節 地 域	1
	第2節 地 積	1
	第3節 現 況	2
	第3章 基本計画	3
	第1節 農業用排水施設整備（用水）	3
	第2節 農業用排水施設整備（排水）	3
	第3節 区画整理	3
	第4節 暗きょ排水	3
	第5節 環境配慮	3
	第4章 工事又は管理の要領	4
	第1節 工 事	4
	第2節 管理の要領	4
	第5章 換地の要領	4
	第6章 費用の概算	4
	第7章 効 用	5
	第8章 他の事業との関係	5
	第9章 計画概要図	6
II	県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	7
III	県営土地改良事業（新藤高地区）における事業費及び事務的 経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	8

I 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営緊急農地防災事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節 事業の目的

本地区は、愛知県名古屋市の西南部に位置する低平地であり、水稻を中心とした水田地帯である。

対象施設は、昭和50年度～昭和56年度のほ場整備事業で設置された。しかし、設置されてから40年以上が経過し、経年変化による能力低下や地区内流域開発等による流出量の増加により、湛水被害が生じている。

このため、本事業により排水機場を更新し、湛水被害の防止、農業経営の安定化とともに本地区の防災力の向上を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	導水路	非農用地	小計 (その他)	計
現況	66.1	-	-	66.1	3.1	-	3.1	69.2
計画	66.1	-	-	66.1	3.1	-	3.1	69.2

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

名古屋市

第2節 地積

(令和8年1月現在)

単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	導水路	非農用地	小計 (その他)	計
名古屋市	66.1	-	-	66.1	3.1	-	3.1	69.2

※都市計画基本図を図測。

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、一級河川新川の右岸に位置する低平地であり、受益地内の標高は、-1.40~-0.90m程度で、地形勾配は流域南側にある排水機場に向かって緩やかに傾斜している。地質は、表層が砂層、続いてシルト層で構成された沖積層が約15mあり、下層は砂層と粘土層が混じり合う洪積層となる。

(2) 水利状況

①用水状況

本地区は、木曾川の馬飼頭首工を水源として、朝日取水場から取水しており良好である。

②排水状況

本地区は、昭和50年度～昭和56年度のほ場整備事業で排水機場が設置された。

しかし、設置から40年以上が経過し、経年変化による能力低下や地区内流域開発等による流出量の増加により、農地や住宅等に湛水被害が生じている。

本地区の排水状況は、このような状況にあり、早急な排水施設の整備が望まれている。

(3) 道路状況

本地区を南北に市道万場藤前線が縦断し、東側に市道茶屋線、南側に国道23号が通っており利便性の良い状況にある。

(4) 営農状況

本地区は一部畑作も行われているが主要な作物は水稲であり、交通の利便性を活かした都市近郊型近代農業の先進地域となっている。

(5) 地域環境の概況

本地区を含む名古屋市の西南部地域は、水田や畑など農地が多く見られる田園風景が広がり、戸田川沿いには緑地公園が整備され、水と緑の豊かな景観を呈している。また、市街地中心部は公共施設、商業施設、文化施設などが密集するとともに、都市公園や水辺空間の整備、街路樹などが数多く植えられ緑豊かな都市空間を形成している。東部丘陵地では古くからある樹林が広がっているが、近年では土地区画整理事業などにより急速な住宅地の形成が進んでいる。

(名古屋市田園環境整備マスタープラン)

第3章 基本計画

本事業の受益面積は69.2haである。

単位：ha

事業名	田	畑	樹園地	小計	導水路	非農用地	小計 (その他)	計
農業用排水施設整備（排水）	66.1	-	-	66.1	3.1	-	3.1	69.2

第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

第2節 農業用排水施設整備（排水）

昭和56年に建設された排水機場は、設置から40年以上が経過し、老朽化に伴う排水機能の低下が見られる。このため、湛水被害がたびたび発生している状況にある。

本計画は、経年変化による能力低下や地区内流域開発等による流出量の増加を要因とする湛水被害を防止するために、排水機場を整備するものである。

第3節 区画整理

該当なし

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

本地区は、名古屋市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているため、施工時において、工事区域内に配慮すべき生物（モツゴ、ヨシノボリ属等）が入り込んだ場合は、捕獲し、影響のない区域へ一時的に移動させる。

また、濁水・土砂の流出を防止する。【影響の軽減/除去】

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営緊急農地防災事業 新藤高地区として、

藤高その1排水機場 (立軸斜流ポンプφ700mm：1台、立軸斜流ポンプφ500mm：1台)

藤高その1排水樋管 (B1.00m×H1.00m：1門)

を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和17年度(予定)

第2節 管理の要領

県営緊急農地防災事業 新藤高地区により造成された土地改良施設は、藤高土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費 ^{※1)}	事務的経費 ^{※2)}	合計
農業用排水施設整備(排水)	2,483,163 千円	368,837 千円	2,852,000 千円
合計	2,483,163 千円	368,837 千円	2,852,000 千円

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは、愛知県緊急農地防災事業実施要綱により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

区分 効果項目	年総効果 (便益)額	年総増加 農業所得額	備考
作物生産効果	19,179 千円	19,179 千円	
維持管理費節減効果	△ 2,349 千円	270 千円	
災害防止効果 (農業関係資産)	185,307 千円	81,019 千円	
災害防止効果 (一般資産)	16,146 千円	- 千円	
災害防止効果 (公共資産)	- 千円	- 千円	
国産農産物安定供給効果	3,888 千円	- 千円	
合計	222,171 千円	100,468 千円	

<参考>

① 当該事業費	:	2,018,188 千円	
② 関連事業費	:	868,300 千円	
③ 総費用(現在価値化)	:	2,886,488 千円	
④ 年償還額	:	- 千円/年	
④のうち機能向上分	:	- 千円/年	
⑤ 年総効果(便益)額	:	222,171 千円/年	
⑥ 現況年総農業所得額	:	20,466 千円/年	
⑦ 年総増加農業所得額	:	100,468 千円/年	
⑧ 総便益額(現在価値化)	:	4,113,392 千円	
評価期間		50 年	
割引率		0.04	
⑨ 総費用総便益比(⑧÷③)		1.42	≥ 1.0
⑩ 総所得償還率(④÷⑥)		-	≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率(④'÷⑦)		-	≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

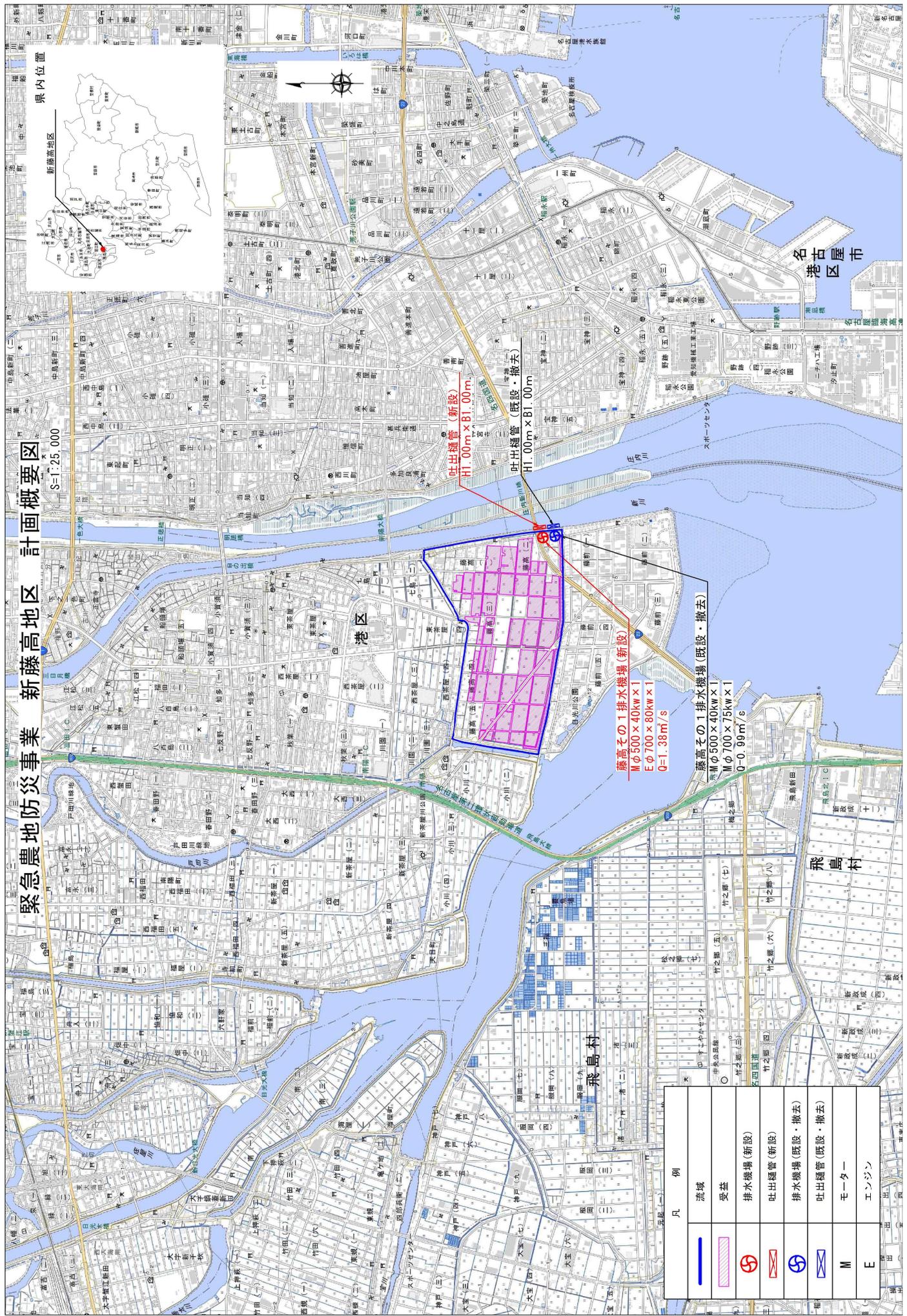
該当なし

第9章 計画概要図

別添 計画概要図のとおり

緊急農地防災事業 新藤高地区 計画概要図

S=1:25,000



凡 例	流域	受益	排水機場 (新設)	吐出樋管 (新設)	排水機場 (既設・撤去)	吐出樋管 (既設・撤去)	モーター	エンジン

Ⅱ 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の 予定管理方法

1. 管理者
藤高土地改良区
2. 管理すべき施設
藤高その1排水機場及び同排水樋門 各 1 箇所
3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
管理者の定める規程による。
4. 管理に要する費用の概算及び負担方法
 - (1) 費用の概算
年間管理費 約 2,379 千円
 - (2) 費用の負担方法
必要経費は、管理者の定める規程により負担する。
5. その他管理方法に関する基本事項
管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ 県営土地改良事業（新藤高地区）における事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用 2,852,000 千円
 事業費 ※1) 2,483,163 千円
 事務的経費 ※2) 368,837 千円

(令和7年度単価。消費税については、10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは愛知県緊急農地防災事業実施要綱に定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合 (単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
事業費	-	85	15	-	
事務的経費	-	100	-	-	

(注) 県が負担する金額以外の負担金は、名古屋市が全額負担する。

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の名古屋市は、土地改良法(昭和24年法律第195号。)

第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

該当なし